

令和4年10月7日

参議院本会議代表質問

立憲民主・社民 石垣のりこ

立憲民主・社民の石垣のりこです。会派を代表して質問いたします。

総理。まず冒頭、端的にこうお尋ねします。

総理はどこにおられるのですか。

総理はいったい、なにをされておられるのですか。

【総理の政治姿勢】

所信表明演説で総理は、「世界規模の物価高」をはじめ、感染症危機やロシアによるウクライナ侵略など、我が国を取り巻く厳しい現実を列挙し、「今、日本は国難ともいえる状況に直面しています」と述べられました。

たしかに、総理のおっしゃる通り、いま、第二次安倍政権以降の失政の当然の帰結である悪質な円安とインフレと、それに対する岸田内閣の無策などによって「国難」ともいうべき事態に直面しています。

しかし、参議院選挙後の岸田総理の姿は、「国難」に直面した一国の総理の姿とは到底思えません。

立憲民主党をはじめとする野党各党が憲法53条の規定に基づいて臨時国会の召集を内閣に求めてから、すでに二ヶ月近い時間が過ぎています。この間、総理は、記者会見でメディアの前に姿を表すことはあっても、一切、国権の最高機関たる国会に向き合おうとしませんでした。有権者の代表が集うこの国会から逃げ、姿を隠すことが、国難に直面した日本の総理大臣のあるべき姿なのでしょうか。

この二ヶ月のあいだ、総理は、どこにおられたのですか。なにをなさっていたのですか。

岸田総理。総理は所信表明で、「国民の皆様の声を正面から受け止め」「説明責任を果たし」「厳しい声にも、真摯に、謙虚に、丁寧に向き合っていく」と繰り返し述べられました。

しかし、総理、有権者の声を正面から受け止めるのは、有権者の代表があつまる国会ではありませんか。説明責任を果たすのは時間が限られ質問を一方向的に断ち切ることができる記者会見ではなく、議事録が残り発言そのものに責任が発生する国会質疑ではありませんか。厳しい声にも真摯に謙虚に丁寧に向き合

っていく必要があるのは、国権の最高機関たるこの国会の場ではないのですか。

その国会に向き合うことが、そんなにお嫌ならば、ご無理は申し上げません。即刻、総理をお辞めください。

岸田総理にとって、「国民の声を聞くこと」と「憲法 53 条を無視して国会を開かないこと」にどのような整合性があるのか、ご見解をお聞かせください。

【旧統一教会問題】

次に、旧統一教会問題についてお尋ねします。総理は所信表明のなかで統一教会問題に関し、「国民の皆様の声」を正面から受け止め、説明責任を果たしながら、信頼回復のために各般の取り組みを進めてまいります」と述べられました。

そこでお尋ねします。

(国民の声、説明責任、毀損された信頼)

総理は、「国民の皆様の声」がどのようなものであると認識されていますか。またここで述べられた「説明責任」とは、なんに関する説明であり誰に対して誰がどこで行う「説明」なのですか。

さらには「信頼回復のために各般の取り組み」が必要なほど毀損された信頼とは、誰から誰に対する信頼のことなのでしょうか。

また、統一教会の問題のなにごどのようにして「信頼回復のために各般の取り組み」が必要なほどの信用毀損を生んだのでしょうか。それぞれ具体的に総理のお言葉でお答えください。

(被害者救済)

統一教会問題について、我が立憲民主党は、何よりも被害者の救済が喫緊の課題であるとの考えのもと「悪質献金被害救済法案」を他の野党と協力して今国会に提出し、その成立を与党に働き掛けていく決意です。

一方で、新法の成立を待たずとも、現行法の運用でいますぐできることがあります。先月 30 日に示された政府の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめ概要では、「相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的対応をしないこと」などが申し合わせ事項となったと記載されています。これは裏を返せば、これまで、宗教に関する事案については、相談窓口での対応が消極的になっていたことの証左でしょう。この認識は現場の証言とも合致します。被害者が勇気を出して虐待被害からの救済や生活保護の申請のために、自

治体などの窓口相談に行っても、宗教の話になると「信教の自由」を盾に行政から受付を拒否されるケースが多いといわれます。こうした現場の無理解を即刻改善するためには、関係省庁連絡会議の申し合わせだけでは足りず、虐待被害者の身体保護や生活保護の申請を受け付ける各自治体等の現場の行政機関に「相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的対応をしない」旨の実効性ある通達を、内閣として発出することが必須であり、それは、今すぐに行える被害者救済策と考えますが、総理の見解を問います。

(統一教会の反社会性)

岸田総理は、自民党総裁としてのお立場から、かねてより自民党所属の国会議員に対して、統一教会との関係を断つことを党の基本方針に据えていると述べておられます。改めて問いますが、自民党の所属議員たるもの統一教会と関係を断つべきであると判断されたのはどのような理由からですか。具体的にお答えください。また、統一教会はこれまで何度も、司法の場で、民法715条で規定される使用者責任のみならず、民法709条を根拠として、組織としての不法行為を認定されるなど、その反社会性を何度も厳しく指摘されつづけてきました。総理ご自身は、こうした統一教会の反社会性について、どのような認識をお持ちですか。具体的にお答えください。

(山際大臣と統一教会)

山際大臣に関しては、次々と統一教会との関係が明らかになっています。5日の衆議院本会議で、山際大臣は、今後は統一教会との関係を断つと述べられました。しかし、統一教会の問題を調査し続けるジャーナリスト複数からの報告によりますと、山際大臣に関しては、今日現在まだ明るみになっていない統一教会との接点があるとの情報もあります。もし、今国会中に、山際大臣に関してこれ以上の新しい統一教会との接点が判明した場合、岸田総理の更に重大な任命責任が生じると考えますが、総理の見解を問います。

【総理の任命責任】

岸田内閣に国政の舵取りを任せるわけにいかない理由は、統一教会との関係を清算できない点にのみあるものではありません。

山際経済再生担当大臣は、統一教会との不適切な関係だけでなく、保有株式に関する申告を怠っていたという重大な大臣規範違反が判明しています。

寺田総務大臣にいたっては、政治資金を所管する大臣職にありながら、自身の裏金疑惑と脱税が指摘されている始末です。

秋葉復興大臣に関しては、実態のない政治団体への多額の寄付が問題視されてもいます。

寺田稔総務大臣に至っては、政治資金規制法の主務大臣でありながら、ご本人が代表を務める自民党支部や、妻が代表を努める政治団体などに、脱税などが疑われる不透明な資金の流れがあると報道される始末です。寺田大臣にお伺いします。この記事はお読みになりましたか。報道内容は事実でしょうか。政治資金規制法等の関連法違反や、脱税について、その事実や可能性はあるのか、ないのか、はっきりとご答弁願います。

このような閣僚をまだ任用し続けるのか、総理に各大臣の事案への認識とその任命責任を問います。

また、岸田総理ご本人にも、為政者としての素質に疑義を抱かざるを得ない事態が発生しています。総理。内閣法にその職務が「内閣総理大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける」と規定され、まさに国政の中樞を動かす権限を有する総理の政務秘書官に、なぜ31歳のご子息を起用されたのですか。

総理は、衆議院本会議で「適材適所」であると抜擢の理由を述べておられましたが、ご子息の能力や実績が、どのように適材であるのか、この人事が「身量肩ではない」理由はなにか、具体的にお示しいただけませんか。

また、秘書官の俸給を定める「特別職の職員の給与に関する法律」によれば、総理秘書官の俸給は、「内閣総理大臣に協議しなければならない」とされています。すなわち、総理は、ご長男の給料をも決める権限があるということです。よもや、総理は自ら「国難」と規定されるこの状況下で「我が国」ではなく「我が家」を優先されたのではありませんよね。俸給には月額にして最大おおよそ30万円もの幅がありますが、まさか、同じ総理秘書官となられた事務次官経験者の嶋田秘書官と同等などという事態が発生するのかどうか、具体的にご答弁願います。

【インボイス制度】

インボイス制度の導入が一年後に迫っています。インボイス制度は、ライターや編集者など言論・出版に関わる方々、プログラマーやエンジニアなどテクノロジー産業の基盤を支える方々、あるいは俳優や声優などエンターテインメント業界関係者に多いフリーランスのみなさんや、建設・土建業界に多い一人親方のみなさんなど、個人で仕事を行う、立場の弱い人々に大打撃を与えます。インボイス導入に反対し制度見直しを求め声優の方々が結成した

「VOICTION」（ボイクション）の設立メンバー・甲斐田裕子（かいだ・ゆ

うこ)氏によると、インボイス制度の導入で、声優のうち2割の方が廃業を検討されておられると伺います。総理は、所信表明で構造的な賃上げの必要性を訴えるなかで「中小企業における賃上げ」や、「個人が、フリーランスとして、安定的に働ける環境を作る」とおっしゃいましたが、インボイス制度が導入されることにより、中小企業が活力をそがれ、フリーランスが廃業に追い込まれるならば、矛盾も甚だしいと言わざるをえません。立憲民主党は既に「インボイス制度廃止法案」を提出しています。この際、中小零細企業を守り、フリーランスの方々が安定的に働ける環境を作るためにも、インボイス制度は廃止すべきと考えますが、総理の御所見を伺います。

【新型コロナウイルス感染症対策】

コロナ対策について伺います。

(医療崩壊の認識)

5日の衆議院本会議で、第七波における医療提供体制について岸田総理は「重症病棟において35%、コロナ病床全体でも62%と、必要な入院医療を提供することができた」と答弁されています。しかし、実態は、ベッドはあっても人手は足りず、救急や通常診療においても医療崩壊というべき事態が生じていました。ある医療関係者は、「何度同じことを申し上げればご理解いただけるのか」と怒りを滲ませながら、「国民の一人一人の基本的な感染対策」に依存するばかりの政府の無策ぶりに苦言を呈していました。

総理は、病床使用率と医療現場の逼迫度に乖離があるということを理解されていますか。次の感染の波が来た際には、どのように医療崩壊を回避されるのかお答えください。

(検査)

感染症は他人に感染させてしまうから増える、当たり前のことです。他者への感染を防ぐには、感染した人を見つける、すなわち検査が感染症対策の一丁目一番地であるはずですが、医療逼迫を防ぐためにも、早期診断・早期治療をして、患者の容体を悪化させないこと、そして感染者数を抑制することが重要です。検査を基軸に据えるからこそ、ワクチンも治療薬も相乗効果が期待できるのです。ワクチン一本足打法から脱却し、検査で感染の元を断つという当たり前のことを感染対策の基本に据えるべきであると考えますが、感染症の拡大防止のための検査の重要性について総理のお考えを伺います。

(コロナ後遺症、ワクチン後遺症)

コロナ後遺症やワクチン後遺症にも、政府としてもっと積極的に取り組むべきです。岸田総理は「リーフレットなどで周知を行ってきた」「『診療の手引き』で、職場復帰の支援をお示ししている」と答弁されています。しかし、残念ながらそのような対応では、具体的な改善はみられず、医療者や周囲の理解不足が患者をさらに苦しめています。厚生労働省のホームページを見ても、後遺症対応の専用ページはありません。政府として自治体のお手本となるような相談窓口を設置するとともに、ぜひとも後遺症に苦しむ人々に対する支援体制を強化していただきたいと考えますが、総理のそれぞれの後遺症に対する認識と今後の対応についてお聞かせください。

(全数把握の見直しについて)

先月末から感染状況の詳細を把握する全数把握が見直され、詳細を把握するのは重症化する可能性のある人だけに限定されました。感染者の総数の把握は続けているとはいえ、第七波で亡くなられた方々のうち約 9 割は中等症であった現実を踏まえると全数把握の見直しでこれまで以上に適切な医療に繋がらず命を落とすケースが増えることが懸念されます。こうした懸念を払拭するため、どのような対応をとられるのか、総理の見解を問います。

【東日本大震災の復興と ALPS 処理水】

(海洋放出に関する見解)

次に、東日本大震災からの復興についてお尋ねします。

政府は ALPS 処理水について、昨年 4 月に海洋放出の方針を決定しました。これまで議論がほとんど共有されないまま、寝耳に水の決定事項として強行されることに断固抗議いたします。これまで地元関係者を含め原発事故で生業を奪われた漁業関係者の方々がどのような思いで再生への道りを歩んでいらしたのか。やっとのことで漁を再開しても安く買い叩かれ売れなくなってしまった魚を前に、どれほどの悔しさを飲み込んできたのか。失われた販路をようやく取り戻した、あるいは、何とか取り戻そうと必死になっている矢先に、海洋放出が頭ごなしに決定されたのです。総理、政府と東京電力は福島県漁連に対し「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」と約束したではありませんか。にもかかわらず海洋放出を決定ありきで進めるのは、「関係者の理解」が得られたとお考えだからでしょうか。関係者の理解が得られていない以上、ALPS 処理水の海洋放出は再検討すべきであると考えますが、総理の御所見を問います。

(復興についての認識)

さらに総理は、所信の中で、東日本大震災という未曾有の国難からも、「立ち上がることができました」と述べておられますが、東日本大震災からの復興は、まだ完了形ではありません。ALPS 処理水のみならず、例えば、最終処分場が決まらず行き場を失ったままの放射性の指定廃棄物が、いまだ1都8県に散在しています。放射性廃棄物の問題だけではなく。生活再建、心のケアなど、震災復興に関するソフトの面の対応はいまだに不十分です「未来へ向けた希望」を語るならば、不都合な事実にも言及し、解決への具体的な道筋を示すべきです。東日本大震災の被災地である宮城県選出の国会議員として、総理にあらためて問います。被災地の現実を今一度、直視してください。その上で、まだ「立ち上がることができた」とあたかも、終わった話のように言えるのか、御所見を伺います。

【食料安全保障】

次に、食料安全保障について伺います。総理は所信で「産業のコメ」と言われる半導体のことは触れても、まさに今収穫を迎えている「コメ」に代表される一次産業、農林水産業については言及されていません。食料価格の高騰を日本経済のリスク要因としながら、なんとも不可思議なことに、食料生産そのものについてのビジョンは語られていないのです。農業をはじめ一次産業に携わる方達がどんどん少なくなっています。当事者の皆さんにお話をうかがうと、大半の方が「それだけでは生活していけないから」とお答えになります。売れるものを生産せよ、付加価値が高いものを作れ、と政府は言います。もちろん、需要を考えた生産は大切です。しかし、一次産業は自然が相手です。田圃に土を盛り、稲を植え、大豆や小麦を植えればすぐに思うような収穫が得られるわけではありません。今年は豊漁でも、来年も続く保障はありません。さらに、近年の気候変動の影響か、大雨や台風などの被害が頻発し一次産業に大打撃を与え続けています。食料安全保障を考える場合、何より重要なことは、一次産業に携わる方たちが生活の不安なく生業を続けることができる仕組みづくりなのではありませんか。いまこそたとえば農業であれば、多面的機能の維持と食料自給率の向上を目指す戸別所得補償制度を導入すべきであると考えますが、総理のご見解を伺います。

【憲法】

最後に、憲法改正について伺います。

総理は所信にて憲法改正の発議に向け、国会の場においてこれまで以上に積極的な議論を期待すると述べられました。しかし議会制民主主義を踏み躪り、財

政民主主義を蔑ろにし、国権の最高機関たる国会を形骸化して憚らない、つまりは現行憲法を守るつもりもない人物が、憲法改正を促すなど言語道断です。総理自身が現在の憲法を蔑ろにする状態で、どのような活発な議論ができるというのでしょうか。なお、「国会法上の憲法審査会の任務には、憲法違反の調査審議が当然に含まれる」というのが衆参の議院法制局長の共通した答弁です。特に参院の憲法審査会ではこの「憲法違反の調査審議」に重点を置いてきました。憲法改正よりも、国葬や旧統一教会を巡る問題に、現在の憲法に違反する事例はないか、衆参の憲法審査会で大いに「積極的に議論」する必要があると考えますが、この点についての総理からの「期待」についてご答弁ください。所信表明の結びで岸田総理は、「信頼と共感」の姿勢を大切にするとおっしゃいましたが、岸田総理の所信表明から、いったい何を「信頼」し、何に「共感」せよとおっしゃるのでしょうか。私には、皆目見当がつきません。こんにち、第二次安倍政権以降の我が国が有効な手立てもなく国難ともいうべき事態に直面していることには、同意します。だからこそ、国会を軽視し、なんら具体性のない表面だけの決意表明に終始するやる気のない内閣には、即刻退陣いただきたい、そう申し上げて私の代表質問といたします。